

公益財団法人北見市体育協会加盟団体規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人北見市体育協会（以下「市体協」という。）の加盟団体に関し、必要な事項を定めるものとする。

(加盟団体)

第2条 加盟団体は、市体協の目的に賛同する、次の各号の一に該当する団体とする。

- (1) 競技スポーツ団体
- (2) 地域スポーツ団体
- (3) 学校体育団体
- (4) その他スポーツに関する事業を行う団体

(報告及び届出義務)

第3条 加盟団体は、事業年度終了後次の書類を提出して、事業の状況を報告しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画書及び予算書
- (2) 前年度の事業報告書及び決算書

2 加盟団体は、規約変更、役員の変動及び組織の変更等が生じた場合は、できる限り速やかに届け出なければならない。

(加盟)

第4条 加盟団体になろうとする団体は、次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規約
- (3) 役員名簿
- (4) 前年度事業概要書、当該年度の事業計画書及び予算書
- (5) その他必要と認める書類

2 会長は、前項の書類を受理したときは、理事会の承認を経て、これを加盟させることができる。

(会議等)

第5条 会長は、必要と認めるときは、加盟団体会長会議、又は加盟団体事務局長会議等を開催することができる。

(負担金)

第6条 加盟団体は、毎年度所定の負担金を納入しなければならない。

2 前項の負担金の額は、理事会で定める

(負担金の使途)

第7条 前条の負担金は毎事業年度の管理運営経費に使用するものとする。

(脱退)

第8条 加盟団体は、脱退するときは、その理由を付して会長に脱会届を提出しなければならない。

2 加盟団体はその組織機能あるいは性格上実質的に加盟団体としての資格を失った場合、また

は加盟団体として不相当と認められるに至ったときは、理事会の承認を得て、これを脱会させることができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人北見市体育協会の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則（一部改正）

この規則は、平成25年3月19日から施行する。